

大津市ガス事業会計保有資金有効活用策検討に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 大津市ガス事業会計が保有する資金の有効活用策を検討するに当たり、専門的知識を有する者等から意見を聴取するため、大津市ガス事業会計保有資金有効活用策検討に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 大津市ガス事業会計が保有する資金の有効活用策の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者3人以内で構成する。

- (1) 公認会計士
- (2) 弁護士
- (3) その他公営企業管理者が適当と認める者

(会議)

第4条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、企業経営部経営経理課長（以下「経営経理課長」という。）が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 経営経理課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

(設置期間)

第5条 懇談会の設置期間は、その設置の日から令和8年3月31日までとする。

(謝礼)

第6条 構成員には、会議1回の出席につき9,000円の謝礼を支払う。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企業経営部経営経理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、経営経理課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。